

平成30年11月26日付け監査委員告示第6号公表分

商工観光部

観光振興課（青山高原保健休養地管理株式会社）

監査の結果	<p>青山高原保健休養地の建物及び土地所有者から徴収している管理費及び環境整備負担金について、徴収が見込まれるものについてのみ計上されており、徴収が困難なものについては収入として計上していなかった。このように徴収が困難であるものを当初から計上しない経理方法は、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、所管部局においては、当該経理方法の見直しについて検討するよう指導されたい。</p>
措置の内容	<p>青山高原保健休養地管理株式会社に対し、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額を財務諸表に記載するよう指導を行った。</p> <p>同社から、令和4年度決算から徴収すべき管理費について、徴収が困難なものも含め、総額が財務諸表において表記されることとなった。</p> <p>なお、環境整備負担金については、令和元年度から趣旨に賛同する協力金（任意）となっている。</p>